

はだのふるさと寄附金に対する返礼品の贈呈に係るタイアップ事業 実施要領

(平成26年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、本市と事業者とがタイアップし、ふるさと寄附金による本市への寄附の推進及び返礼品の広告宣伝を図るため、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 本市内に本社又は主たる事業所（工場等を含む。）を有する法人若しくは個人又は本市と関連のある事業者をいう。
- (2) 返礼品 本市内で製造、加工、採取、栽培等をしている物、本市の魅力や認知を高めることができる本市と関連がある物又は地元事業者若しくは本市と関連がある事業者が行うサービスで、寄附者へ贈呈するものとして承認を得たものをいう。
- (3) 電子感謝券 本市内に所在する施設等において提供する物又はサービスの対価として利用することができる、本市が返礼品として発行した電磁的方法により記録されるポイントであって、寄附者が電子感謝券利用加盟店において電子感謝券使用取引の決済に使用することができるものをいう。
- (4) タイアップ事業者 返礼品又はサービスの提供等をしている事業者のうち、この要領の規定に基づき事業へのタイアップを申し込み、承認を得たものをいう。
- (5) 電子感謝券利用加盟店 物又はサービスの提供等をしている事業者のうち、この要領の規定に基づき電子感謝券利用に係る加盟店としてのタイアップを申し込み、承認を得たものをいう。
- (6) 電子感謝券発行事業者 本市と契約し、電子感謝券発行を代行しているふるさと寄附サイトをいう。
- (7) 寄附者 本市に対し、ふるさと寄附をした市外在住者をいう。

(タイアップ事業者の基本的事項)

第3条 タイアップ事業者は、1年以上引き続き事業を営む者（個人にあつては、本市内で1年以上引き続き居住しているものに限る。）とする。

2 本市内のタイアップ事業者は、市税等を完納していること。

(返礼品の基本的事項)

第4条 返礼品は、製造後3日以上保存に耐えるものであること。

2 関係法令に違反しないものであること。

(電子感謝券利用加盟店の基本的事項)

第5条 電子感謝券利用加盟店は、関係法令及び規約等に違反しないものであること。

(事業内容)

第6条 はだのふるさと寄附金の返礼品として、寄附の金額に応じて返礼品又は電子感謝券を贈呈する。この場合において、贈呈する返礼品は別表第1、電子感謝券は別表第2を基準とする。

2 タイアップ事業者は、前項に定めた返礼品を設定し、本市に届け出るものとする。

3 本市は、返礼品について、ふるさと寄附とともにPRする。また、タイアップ事業者及び電子感謝券利用加盟店は、自らがタイアップ事業者又は電子感謝券利用加盟店であることをPRすることができる。

4 本市は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、はだのふるさと寄附金管理システムを通じてタイアップ事業者に通知する。この場合において、通知を受けたタイアップ事業者は、速やかに返礼品をその寄附者に送付するものとする。ただし、電子感謝券は、本市が電子感謝券発行事業者を通じて寄附者に送付するものとする。

5 タイアップ事業者は、前項の規定による返礼品の送付に当たり、社会通念上適正と認められる範囲において、自社商品のパンフレット等の同封をすることができる。この場合、あらかじめ同封するパンフレット等を本市に提示し、承認を得るものとする。

6 タイアップ事業者は、返礼品の送付実績を集計し、「ふるさと寄附金返礼品送付実績報告書兼請求書」（第1号様式に記載し、返礼品発送日の属する月の翌月の10日（毎年度3月の実績については、当月末日）までに、本市に報告するとともに、その送付実績に

係る負担金の支払を本市に請求するものとする。なお、市長が特に認めた場合は、随時、本市に報告するとともに、その送付実績に係る負担金の支払を本市に請求するものとする。

- 7 タイアップ事業者は、返礼品の送付実績に基づく前項の請求を行う際に、はだのふるさと寄附金管理システムから出力される「ふるさと寄附金返礼品請求書兼口座振替申出書（兼委任状）」（第2号様式）を使用することができる。
- 8 タイアップ事業者は、第6項の請求を行う際に、返礼品を送付したことを証明する書類等を添付するものとする。ただし、はだのふるさと寄附金管理システムにおいて確認できる場合は、その限りではない。
- 9 本市は、第6項の規定による請求があったときは、その請求があった日から起算して30日以内に負担金をタイアップ事業者が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。
- 10 タイアップ事業者は、その年度終了後1年間は、特産品等の送付に係る関係書類を保管しておくものとする。
- 11 本市は、電子感謝券取引金額を毎月末日（以下「売上締め日」という。）で締め、電子感謝券利用加盟店に対し、売上締め日から起算して30日以内に電子感謝券利用加盟店が指定する金融機関の口座へ、前月末日の翌日から売上締め日までの電子感謝券取引金額を振り込むものとする。

（タイアップ事業者及び返礼品の承認等）

第7条 第2条第4号で定める申込みを行うときは、「はだのふるさと寄附金に対する返礼品の贈呈に係るタイアップ事業参加申込書」（第3号様式）に、同条第5号で定める申込みを行うときは、「ふるさと寄附金に対する電子感謝券利用に係る加盟店参加申込書」（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて本市に提出するものとする。

(1) 会社概要又は施設概要（パンフレット等でも可）

(2) 返礼品又は施設の資料

2 前項の規定に関わらず、前年度から継続して承認を受けた場合及び本市が提出の必要がないと認めた書類は、添付を省略することができる。

3 本市は、第2条第4号又は第5号で定める申込みがあった場合に

において、その内容を精査し、その申込者の参加の可否を決定し、「ふるさと寄附金に対する返礼品の贈呈に係るタイアップ事業参加決定通知書」（第5号様式）又は「ふるさと寄附金に対する電子感謝券利用に係る加盟店参加決定通知書」（第6号様式）によりその事業者へ通知する。

- 4 前項の規定による承認の有効期限は、承認日からその承認を行った日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、電子感謝券利用加盟店については、その承認を行った日の属する年度の末日までとする。
- 5 前項の規定に関わらず、電子感謝券利用加盟店については、有効期限満了日の3か月前までに、いずれかの当事者から期間満了日をもって本承認を終了する旨の通知がなされない限り、期間満了日の翌日から自動的に1年間同内容で更新されるものとし、以後も同様とする。
- 6 第3項に規定する承認を受けた事業者は、速やかに返礼品又はサービスのPRに使用するための写真データ及び紹介文を本市に送付するものとする。ただし、前年度から継続して承認を受けており、事業者において写真の更新を不用とする場合及び特に本市が認める場合は、この限りではない。

（タイアップ事業者及び電子感謝券利用加盟店の義務）

第8条 タイアップ事業者及び電子感謝券利用加盟店は、提供する返礼品又はサービスの内容を変更してはならない。ただし、特に本市が認める場合は、この限りではない。

- 2 提供する返礼品やサービスの内容に係る事故、トラブル等に関しては、タイアップ事業者及び電子感謝券利用加盟店が適正に処理するものとする。
- 3 タイアップ事業者及び電子感謝券利用加盟店は、事業の実施において、この要領及び本市の指示に従わなければならない。

（委託の禁止）

第9条 タイアップ事業者及び電子感謝券利用加盟店は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により本市の承認を得た場合は、この限りではない。

(個人情報取扱い)

- 第10条 本市は、寄附者の同意を得た場合に限り、タイアップ事業者及び電子感謝券利用加盟店に対して、寄附者又は発送先の氏名、住所、電話番号その他返礼品の送付に必要な個人情報を提供する。
- 2 タイアップ事業者及び電子感謝券利用加盟店は、寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、返礼品の発送に係る業務以外に寄附者の個人情報を利用してはならない。
- 3 タイアップ事業者及び電子感謝券利用加盟店でなくなった後においても、同様とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表第 1

1 回当たりの 寄附金額	返礼品の金額	市負担金
3,000 円以上	寄附金額の 30 パーセント以内とする。	商品代及び送料の合計額とする。

別表第 2

1 回当たりの 寄附金額	電子感謝券の金額	市負担金
5,000 円以上	寄附金額の 30 パーセント以内とする。	電子感謝券利用加盟店から報告及び請求のあった電子感謝券利用実績の金額とする。